

チップ製造業の皆様へ

チップ製造業の皆様が、木質バイオマス発電や製紙用の木材チップを製造・増産するために必要な事業資金を融資機関から借り入れる際に、(独)農林漁業信用基金がその債務を保証することにより、円滑かつ有利に借入ができるようお手伝します。

資金の用途	保証期間	保証割合(上限)	保証料率
立木の購入・人件費・燃料代等の運転資金	3年以内 (特認5年以内)	80% または 100%	0.2%～1.8% (注)
木材チップやペレットの製造に必要な機械などの購入費等の設備資金	15年以内		

(注)「木材産業等高度化推進資金」(低利の運転資金)を借り入れる場合にはより低利の保証料がご利用いただけます。

【主な要件】

- ❖ 会社の場合は資本金1,000万円以下又は従業員300人以下、個人の場合は従業員300人以下であること
- ❖ 定款等に木材チップやペレットの製造を行う旨が記載されていること

- ❖ 限度額、担保、保証料率等は、御社の財務内容等により基金で決定します。
 - ❖ 基金の保証をご利用いただくには出資金が必要です。
- ※必要出資額は保証額を概ね40～45倍(都道府県で異なる)で除した額となります。

資格要件など、さらに詳しい内容については、
当基金の窓口へお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課
住所: 東京都千代田区内神田一丁目一番12号(コープビル)
電話: 03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)
URL <http://www.jaffic.go.jp>